

公共ホールはどうあるべきか¹

独自の調査をもとに考える

早稲田大学 藪下史郎研究会

荒木翔太 一戸祐貴 魚屋洋介 宇野慧 岡本航
小川彩子 小川沙織 奥田真理子 金子貴文
三戸格 田中涼子 渡邊智紀

2007年12月

¹本稿は、2007年12月1日、2日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2007」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、藪下史郎教授（早稲田大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

目次

はじめに

第 1 章 公共部門により公共ホールが建設・運営されることの根拠

- 第 1 節 (1 . 1) 市場の失敗
- 第 2 節 (1 . 2) 望ましくない所得分配
- 第 3 節 (1 . 3) 価値財としての公共ホール

第 2 章 公共ホールの現状分析

- 第 1 節 (1 . 1) 調査の概要
- 第 2 節 (1 . 2) 調査結果
- 第 3 節 (1 . 3) 調査結果の分析

第 3 章 公共ホールの問題点

- 第 1 節 (1 . 1) 問題点は何か
- 第 2 節 (1 . 2) まとめ

第 4 章 政策提言

- 第 1 節 (1 . 1) 公共ホールはどのようにあるべきなのか
- 第 2 節 (1 . 2) 具体的な政策提言
- 第 3 節 (1 . 3) 前節の政策提言により、問題点は解決されるのか

参考文献・データ出典

はじめに

本論文は、経済学的な視点に基づき、公立の文化ホール（以下、「公共ホール」という）について考察するものである。今回、公共ホールをテーマに取り上げたのは、以下のような理由によるものである。第7回公立文化施設現況調査¹によれば、平成16年度における公共ホール稼働率²の全国平均値は59.8%であった。この59.8%という数字は、「多くのホールは、十分に活用されていないのではないか。」という印象を我々に抱かせる。しかしながら、「活用する」ということの意味は明白でないし、何をもって「十分」と判断するかは難しい問題である。そこで、我々は、経済学的視点から、公共ホールの望ましい利用のされ方を検討し、そのためにどのような政策を実行されるべきかを考えることにした。

公共ホールのもつ機能のうち、舞台芸術活動の拠点という機能に焦点を合わせ、考察する。また、三大都市圏に位置する公共ホールと、それ以外の地域に位置する公共ホールとでは、とりまく状況および現状がかなり異なると考えることから³、非三大都市圏に位置する公共ホールに考察の対象を限定する。

本論文の構成は、以下のとおりである。まず、公共部門により公共ホールが建設され、運営されることの根拠を経済学的に考察する。次に、熊本県の公共ホールを対象に行なった独自の調査をもとに、公共ホールの現状を分析する。現状分析の結果、公共ホールが公共部門により建設・運営されることの根拠が揺らいでしまうような利用状況が明らかになった。そこで、どのような問題点の存在により、公共ホールが公共部門により建設・運営されることの根拠が揺らいでいるのかを考察する。最後に、その分析をもとに、本来公共ホールはどのようなべきなのかをまとめ、それを実現するための政策を提言する。

第1章 公共部門により公共ホールが建設・運営されることの根拠

非三大都市圏に位置する公共ホールのほとんどが地方自治体により建設・運営されていることから⁴、ここでは公共部門イコール地方自治体と考えて差し支えない。公共ホールの利用には、自主事業によるものと、貸館事業によるものがある。自主事業とは、公共ホールが自ら事業を企画し演劇公演等を行なうものである。一方、貸館事業とは、公共ホールは文字通り「ハコ」を貸すことのみを行い、「ハコ」を借りた団体または個人が様々な用途に利用するものである。

自主事業と貸館事業はともに、公共部門によるサービスの生産である。公共部門が財(サービスも含む)を直接生産することは、市場への公共部門の介入の一形態である。公共部門が市場へ介入することの根拠は三つ挙げることが出来る⁵。第一に、市場メカニズムがパレート効率的な資源配分をもたらさない、すなわち市場の失敗が存在するということである。第二に、市場が社会的に望ましくない所得分配をもたらすということである。第三に、消費者が選好していないとしても、公共部門が提供すべきである財(これを「価値財」という)が存在するということである。正確には、価値財というものが存在すると公共部門が考えているということである。公共部門の市場への介入の根拠としては、これらのうちの一点だけでも足る。以下では、三点それぞれの面から、公共ホールが公共部門により建設・運営されることの根拠を考察する。

第1節 市場の失敗

市場の失敗の主な原因は、競争の欠如、公共財の存在、外部性の発生、不確実性の存在、の四つである⁶。公共部門による公共ホールの建設・運営の根拠を市場の失敗に求めるに際して重要なのは、公共財の存在と外部性の発生である。

まず、公共財の存在について考察する。これは、公共ホールが公共財的な性格を持つということである。公共財とは、非排除性と非競合性を有する財である。公共ホールは、排除可能な財である。故に、非排除性を有さない。しかし、公共ホールは非競合性を有する。このような、非排除性と非競合性のどちらか一方を有する財を準公共財と呼ぶ。公共ホールは準公共財なのである。

公共ホールの有する非競合性は、公共ホールに足を運ばない人々にも及ぶ便益に関するものが主である。こういった類の便益は、以下の四つに分けられる⁷。第一に、公共ホールを拠点に舞台芸術活動が活発に行なわれることにより、自治体に威信が与えられるということである。第二に、公共ホールがあることによりもたらされる、周辺地域への経済波及効果である。第三に、芸術文化が保護されるということである。演劇等の舞台芸術は、公演され続けること、および、鑑賞され続けることによって、高い水準のものになり、またその高い水準を維持できる。第四に、公共ホールを拠点に舞台芸術活動が活発に行なわれることにより、一般教養として舞台芸術が広まり、社会全体に広く利益を与えるということである。公共ホ

ールのもたらすこれら四つの便益は、誰かが享受したことにより、他の誰かが享受できなくなるわけではない。

また、実際に公共ホールに足を運ぶ人々に関する非競合性として、次のことを挙げることが出来る。それは、公共ホールは「光熱費や人件費をはじめとする運営経費を除けば、その建設費にかかわる部分」(金武創 他, 2005 年, p.157) は非競合性を有しているということである。つまり、公共ホールはある程度の「規模」を有するため、公演を鑑賞する人が一人増えたからといって、また、公演を行うために利用する芸術団体が一つ増えたからといって文化施設の建設費が高くなるわけではないということである。(もう一人の追加的な消費者がその財を消費するときの限界費用がゼロであることは、その財が非競合性を有することを意味する。)

つぎに、外部性の発生について考察する。これは、公共ホールが正の外部性を発生させるということである。この正の外部性とは、上で述べた、公共ホールに足を運ばない人々にも及ぶ四つの便益のことである。つまり、上記の四つの便益は、「(準)公共財の存在」という概念で説明できる一方、「正の外部性」という概念でも説明できるのである。スティグリッツは「公共財」概念と「外部性」概念の関係について以下のように述べている。「消費に際して外部性を持つ財の性質は、他の人たちは影響を受けるが、必ずしも同じ量ではないということである。外部性は完全には純粋でない公共財の一形態であるとみなすことが出来る。(または公共財は外部性の極端なケースであるというと言うほうが適切かもしれない)。(J・E・スティグリッツ著, 2003 年, p.170)

第2節 望ましくない所得分配

様々な調査より、実演芸術家のかなりの部分は低所得者であることがわかっている⁸。このことから、経済的に恵まれていない芸術活動を行なっている人々および団体に、創造活動の発表の機会を与えることが出来るという点が、公共部門による公共ホールの建設・運営の根拠になる。市場メカニズムでは実現できないほど安い貸館料で貸館事業を行なう、または、自主事業において市場メカニズムでは実現できないほど高い出演料で出演を依頼することにより、実演芸術家の所得を増加させるように所得分配を変更することが出来るのである。また、発表の機会をもつ芸術家が増えるということは、鑑賞者にとっては、鑑賞する芸術文化の選択肢が広がるということを意味する。このことから、鑑賞者は選択肢の多様性による便益を得ることとなる。

第3節 価値財としての公共ホール

公共ホールが価値財として捉えられる理由は次のようなものである⁹。ある人が、芸術文化を選好し、その芸術文化から効用を得るためには、能力が必要である。この能力は、実際に芸術文化に触れることや、優れた芸術鑑賞教育を受けることにより高められる。つまり、それまで舞台芸術に触れる機会の無かった(触れてこなかった)者や、芸術鑑賞教育を受ける機会の無かった(受けてこなかった)者は、その能力が無いために、舞台芸術から効用を得ない。つまり、舞台芸術に対する選好をもち得ないだけでなく、その存在すらも認識できない。これは、消費者主権が成り立たないことを意味する。故に、消費者主権を保証するために、公共ホールが公共部門により建設・運営されるべきである。

第2章 公共ホールの現状分析

本章では、熊本県の公共ホールを対象に行った独自の調査をもとに、現在公共ホールがどのように利用されているのかを分析する¹⁰。

第1節 調査の概要

この独自の調査は、熊本県の公共ホールを対象に 2006 年下半期（2006 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）の利用状況を調査したものである（調査期間：2007 年 10 月 19 日～2007 年 10 月 29 日）。熊本県WEBサイト¹¹に「ホールの利用できる公立文化施設一覧」として掲載されている、51 施設に調査への協力を依頼し、14 施設 18 ホールから回答を得た。そのうち 1 ホールは回答から文化ホールではないことが明白になったので、集計・分析の対象から除外した。よって、この分析のデータ数は 17 である。17 のホールの基礎的な情報（客席数、築年数¹²、所在市町村）をまとめると、以下の図 1、図 2、図 3 のようになる。

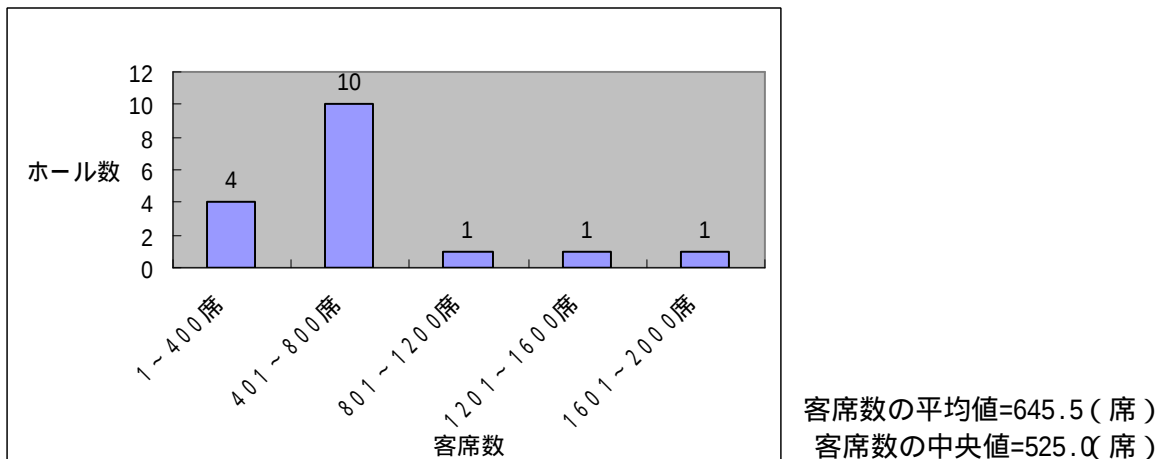


図 1 客席数の分布

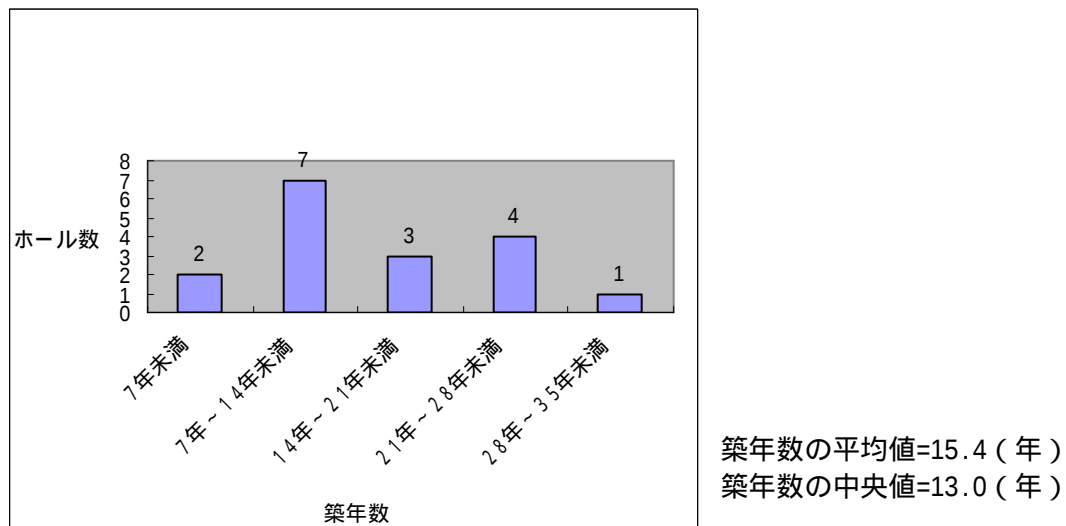


図 2 築年数の分布

所在市町村	ホール数
熊本市	5
八代市	3
人吉市	2
山鹿市	1
宇城市	1
富合町	1
長洲町	1
植木町	1
合志市	1
苓北町	1

図 3 所在地ごとのホール数

第2節 調査結果

まず、ホールの稼働率（稼働日数÷利用可能日数）についてまとめると以下のようになった。

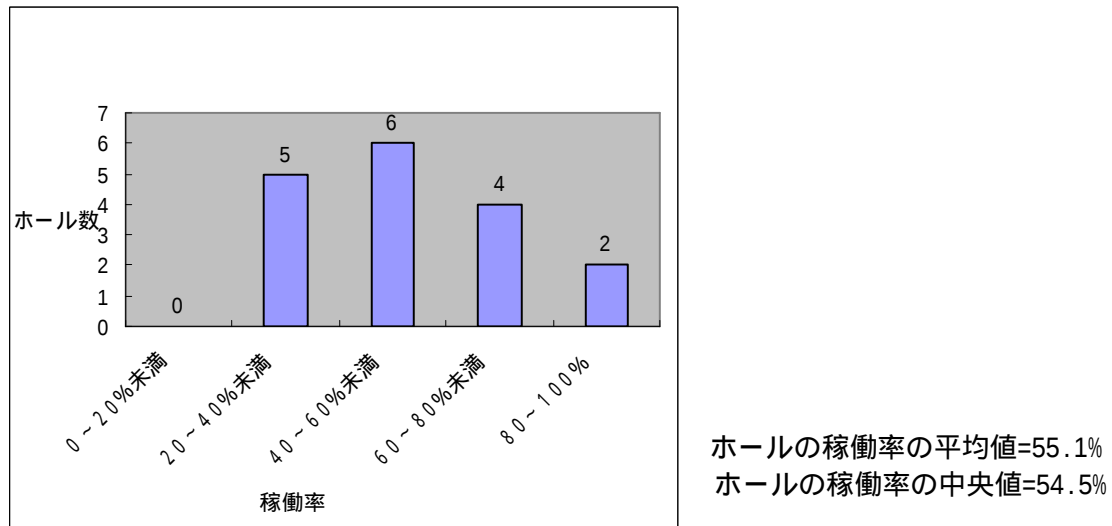


図 4 ホール稼働率の分布

図 4 から分かるのは、ホールの稼働率の分布はある程度ちらばっているということである。しかしながら、高い稼働率を示すホールは、県庁所在地である熊本市と第二の人口規模を持つ八代市に位置している。その証左として、熊本市および八代市に位置する 8 ホールを除いた 9 ホールの稼働率の平均値が 46.0%であり、全体の平均値よりもかなり低いことが挙げられる。

次に、当該期間に舞台芸術公演がどの程度行なわれているかをまとめる。

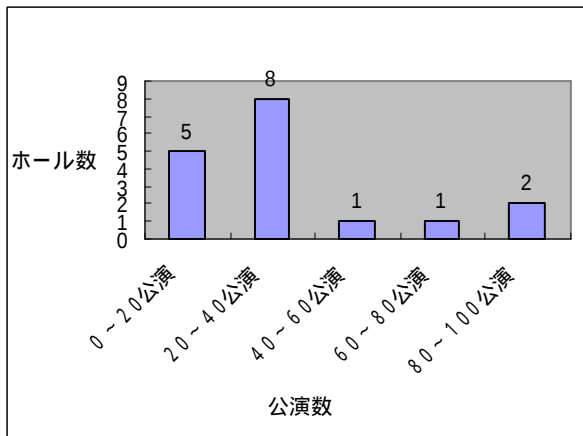


図 5 2006 年下半期芸術文化公演数の分布

2006 年下半期舞台芸術公演数の平均値=33.6 (公演)

2006 年下半期舞台芸術公演数の中央値=24.0 (公演)

仮に平均して週に一回程度の利用不可能日がありホールの稼働率が 50%のホールを仮定すると、稼働日数は 75 日程度である。しかしながら、2006 年下半期舞台芸術公演数の平均値は 33.6 公演であるので、多くのホールにおいて、稼働日数の半分程度では舞台芸術公演以外のものが行なわれていることがわかる。それぞれのホールの利用実績データにあたると、舞台芸術公演以外の利用状況は大きく二つに分けることが出来るといえる。ひとつは、舞台

芸術公演のリハーサル、舞台芸術活動の練習などの舞台芸術活動の領域に含まれるものであり、もうひとつは講演会・政治集会などの舞台芸術活動の範疇に入らないものである。

最後に、当該期間に自主事業による舞台芸術公演がどの程度行なわれているかをまとめる。

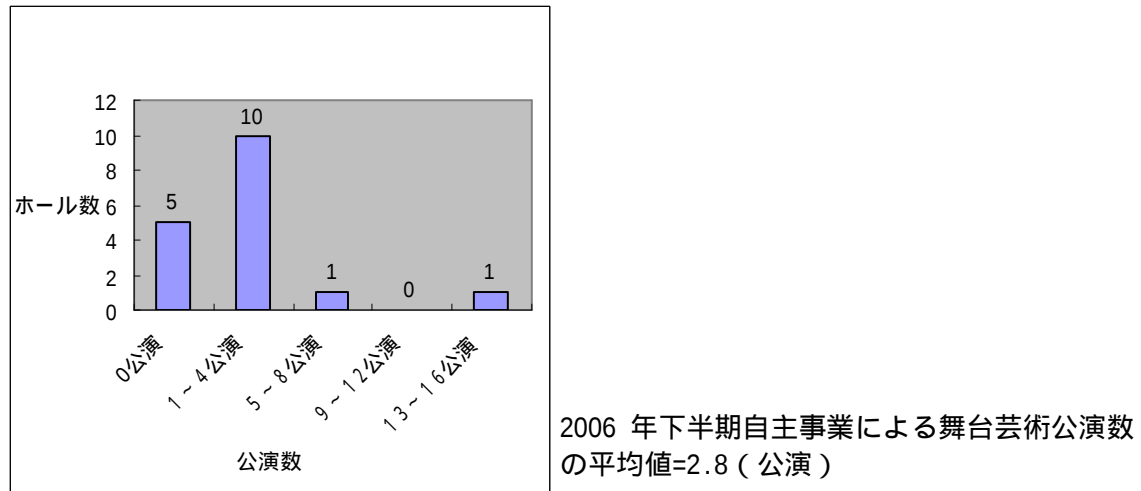


図 6 2006 年下半期自主事業による舞台芸術
公演数の分布

図 6 から分かるように、ほとんどのホールでは、自主事業による舞台芸術公演はほとんど行なわれていないか、もしくはまったく行なわれていない。つまり、ほとんどのホールにおいては、そこで行われる舞台芸術公演のほとんどは貸館事業によるものなのである。

第3節 調査結果の分析

本節では、前節の調査結果をもとに簡単な考察を行なう。はじめに、稼働率についてである。高い稼働率を示すホールが熊本市および八代市に位置する理由の一つは次のように考えられる。両市は他の自治体に比べ、人口あたりのホール数が少ない¹³。そのため、人口に占めるホール利用者の割合が他の自治体と同程度であるとしても、高い稼働率を示すホールが両市において出現するようになる。これにより、三大都市圏特に首都圏に位置する公共ホールの稼働率が非三大都市圏に位置するホールの稼働率よりも高い¹⁴ことも、ある程度説明できる。

次に、公共ホールの利用内容についてである。仮に、ホールの稼働率が高く、稼働日数に占める舞台芸術公演日数の割合が低く、政治集会や講習会などが行なわれる日数の割合が高いとしたら(図 7) この状況に対する評価は容易ではない。なぜなら、政治集会などの舞台芸術の範疇に入らない公開イベントと、舞台芸術公演をどのようなバランスで評価するかは難問だからである。つまり、「政治集会などやめて、演劇公演をもっと増やすべきだ」と容易に言うことは出来ないのである。

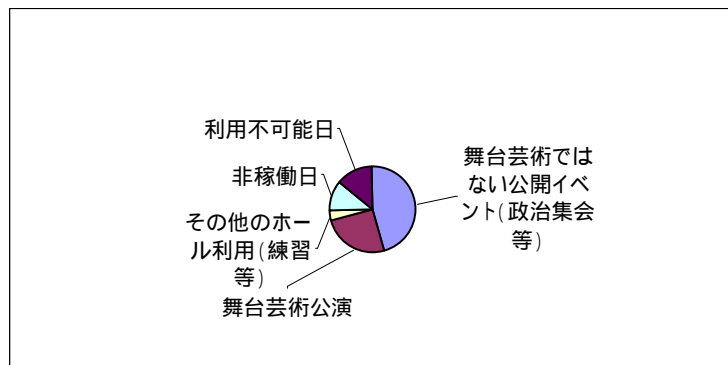


図 7

しかし、現実是不一样的。実際には、多くのホールでは、稼働率は低く（非稼働日数は多く）、その他のホール利用（練習等）がかなり多いのである（図 8）。

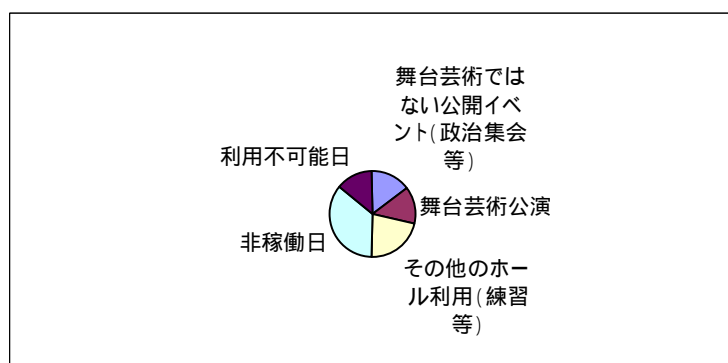


図 8

これは、多くのホールでは非稼働日という舞台芸術公演を行なう余地があるということ、そして、多くのホールでは公共「ホール」¹⁵で行なう必然性のないその他のホール利用（練習等）がかなり行なわれているということである。

第3章 公共ホールの問題点

本章では、前章を受け、公共ホールの問題点を考察する。第2章において、公共部門が公共ホールを建設・運営することの根拠を考察したが、ここで整理し、以下に再掲する。

次の四つの正の外部性¹⁶

周辺住民に誇りを感じさせるという意味での威信

周辺地域への経済波及効果

長期的視点でみた芸術文化の保護

地域に一般教養として芸術文化が広まることによる社会的便益

経済的に恵まれていない実演芸術家の所得を増やすという意味での、所得分配の変更

公共ホールは価値財であるということ

以上の三点の根拠の全てを揺るがすという意味での問題点を以下で考察する。

第1節 問題点は何か

まず、利用内容の問題が挙げられる。稼働日のうちかなりの割合を観客に公開されていないその他のホール利用（練習等）が占めているが、公共ホールのこのような利用は、公共ホールの利用者以外にはほとんど便益をもたらさない。つまり、正の外部性は発生しない。また、その場合の利用者はアマチュアである¹⁷ので所得分配を変更する働きはないし、また、観客が存在しない以上価値財としての性格もほとんど持たない¹⁸。

次に、再び、利用内容の問題である。舞台芸術公演の内容にも問題があるのである。それは、舞台芸術公演のほとんどはアマチュアによるものだということである。これは、二つのことを意味する。第一に、行われている舞台芸術活動のクオリティが低いと地域の住民に判断されてしまうということである。一般的に、プロの公演よりもアマチュアの公演はクオリティが低いし、そう考えられている。もちろん、プロに匹敵するアマチュアも存在するだろうが、それは例外的なものである¹⁹。つまり、プロによるクオリティの高い公演がある程度含まれていないと、全体的なクオリティが低いと判断されるということである。クオリティが低いと判断される以上、正の外部性は発生しにくい。また、これらアマチュアの舞台芸術公演に際して、これまで芸術文化に触れてこなかった人々に何らかの「ガイド」²⁰があるわけではない、ゆえに、公共ホールを価値財としても認めにくい。もちろん、公演を行うのがプロだからといって、必ずしも「ガイド」が存在するとはいえない。しかしながら、プロは、それを生業としている以上、赤字を出すわけには行かないので、アマチュアよりも積極的に観客の「発掘」²¹を行なう可能性がある。

また、アマチュアによる舞台芸術公演の半分程度²²は「発表会」なのである²³。これは、一般客に公開されているとしても、多くの人にとって「関係ない」ものである。こういった「発表会」は、その教室・講座の受講生とその家族・親戚・友人が「内輪で」楽しむものに過ぎないと考えられる。

最後に、稼働率が低いということ自体が問題点として挙げられる。稼働率が高いということは、その公共ホールが公共部門により建設・運営される意義が十分にあるということの十

分条件ではない²⁴。しかし、必要条件ではあるのである。稼働率が 100%である必要はないが、稼働率が 60%を下回る²⁵ようでは、正の外部性は発生し難い。「あまり使われていない」ホールによって誇りは形成され難いし、地域への経済波及効果も限られるだろう。

第2節 まとめ

前項で述べた四つの問題点をまとめたのが以下の表（図 9）である。

図 9

問題点	どの根拠を揺るがすのか？	揺るがす理由
稼働日のうち、練習等の観客のいない利用がかなりの割合を占めている	すべて	・こういった利用は外部の人々には何をやっているのかわからないし、便益ももたらさない。
		・プロの実演芸術家は関わらないので、所得分配を変更する機能もない。
		・芸術文化に触れてこなかった人々が練習等に突然参加することはない。
舞台芸術公演はほとんどがアマチュアによるものである	- 、	・そのホールにおける舞台芸術活動のクオリティが低いと考えられてしまう。
		・プロの実演芸術家は関わらないので、所得分配を変更する機能もない。
		・必ずしもアマチュア中心であることが、価値財として機能することを否定するわけではないが、「ガイド」がなくてはならない。
アマチュアによる舞台芸術公演の半分程度が「発表会」である	- 、 、	・「発表会」に関心をもつのは、ごく一部の人々のみである。
		・プロの実演芸術家は関わらないので、所得分配を変更する機能もない。
		・「発表会」に関心をもつのは、ごく一部の人々のみである。
稼働率が低い	- 、 、	・「あまり使われていない」ホールから誇りは形成され難いし、地域への経済波及効果も限られる。また、稼働率が低ければ、公共ホールからの一般教養としての芸術文化の広まりも限られる。
		・稼働率が低ければ、所得分配を変更する効果も限られる。

図 9 中の数字（ 、 、 、 、 ）は本節冒頭のまとめに対応する。

本章では、四つの問題が、公共ホールが公共部門により建設・運営されることのすべての根拠を揺るがしている状況を考察した²⁶。次章では、これを元に、これらの問題を解決し公共ホールが公共部門により建設・運営される意義を確固たるものにするための政策を提言する。

第4章 政策提言

公共ホールが、公共部門によって建設・運営される意義を十分に有する存在であるためには、公共ホールはどうあるべきか。第1節ではこれをまとめる。

第1節 公共ホールはどのようにあるべきなのか

第一に、舞台芸術ではない公開イベント（政治集会）のための利用を除いた稼働日は、舞台芸術公演とその公演の準備・リハーサルに利用されるべきである。公共ホールでは、住民が観客としてみられない練習などの利用が大きな割合を占めるべきではない。

第二に、公共ホールにおける舞台芸術公演は多様性を有しなくてはならない。これは、二つの多様性を意味する。公演を行なう主体の多様性と、公演のジャンルの多様性である。これらの多様性により正の外部性は増すだろう。また、プロによる公演も加わることで、所得分配を変更する効果も望める。公演のジャンルが多様であれば、それまで舞台芸術に触れてこなかった人々が、公演に足を運ぶことで、自身の好きな舞台芸術ジャンルを見出すことが出来る可能性が高くなる。

第三に、これまで舞台芸術に触れてこなかった人々を、舞台芸術に触れさせるために、公共ホールに足を運ばせる働きかけが必要である。これは、公共ホールを価値財として正当化するための条件といえる。上で挙げた公演ジャンルの多様性は、これまで芸術文化に触れてこなかった人々のための消極的政策と捉えることが出来る。一方で、この公共ホールに足を運ばせる働きかけは積極的政策なのである。

最後に、以上に加えて、稼働率が高くあるべきである。

第2節 具体的な政策提言

ここでは、前節の要求を満たすために、公共ホールが採るべき政策を三点提案する。なお、第4章で指摘した四つの問題点はすべての非三大都市圏に位置する公共ホールに共通するというものではない。しかし、本稿では、四つの問題点を抱える公共ホールを念頭に政策提言を行なう。

政策提言 若手のプロの実演芸術家を対象にオーディションを行い、その結果をもとに自主事業として芸術文化公演を行う

様々なジャンルの若手実演芸術家を対象に公募制のオーディションを行い、パフォーマンスのクオリティを競わせる。そして、そのオーディションで高い評価を得た実演芸術家をホールの自主事業に招聘する。これまで述べてきたように、現状ではアマチュアの舞台芸術公演がほとんどである。この提言は、その現状を打開し、プロによる公演を増加させるものである。オーディションを行なうという点には、三つの意味がある。第一に、内容のクオリティがより高い自主公演を行なうためである。第二に、オーディションを通して自主事業を行

なうことにより、自主事業の公演ジャンルの多様性を確保するということである。第三に、オーディションという「わかりやすい」プロセスを設け、それを住民に広報することにより、住民の自主事業に対する関心を高めるためである。オーディションの対象を若手に限定した理由は次の通りである。実演芸術家の中でも相対的に若手の所得は低い、たとえ年齢が若くとも、能力の高い芸術家は公共ホールの自主事業により所得を得る機会が得られるようにするということである²⁷。

この提言の要は、オーディションの審査を誰が行なうかということである。オーディションの結果に説得性を持たせるため、また、オーディションを通して住民へ高いアピールをするために、審査員は高名な芸術関係者である必要がある。しかし、ここでは、具体的にその審査員をどのように選ぶかということについては言及しない。

政策提言 地域の小中学校・高等学校との積極的連携を行なう

地域の学校と、教科教育、課外活動双方の面で、連携を行なうということである。教科教育の面では、音楽科、国語科、社会科等の教科教育の一環として、公共ホールで舞台芸術の実演に触れさせる。「生徒のためのプログラム」²⁸といったものに固執する必要はない。クオリティの高い舞台芸術公演に触れさせることにより、舞台芸術に興味をもつ生徒を増やすことが出来るのである。これは、これまで舞台芸術に触れてこなかった人々を舞台芸術に触れさせるべきだということを政策に直接的に反映したものである。この政策を実行していく中で、これまで舞台芸術に触れてこなかった「成年」を舞台芸術に触れさせる積極的政策²⁹を立案するための見識も得られると考えられる。

課外活動との連携という面では、演劇部、吹奏楽部等の部活動の公演を行なう場所として公共ホールを利用するというに加えて、複数の学校の部を対象にワークショップや公開レッスンといったものを公共ホールで開催するということである。ワークショップや公開レッスン時の客席を広く住民に公開することにより、若年層の舞台芸術活動を広報するという効果に加えて、住民の創作意欲を刺激するという効果も見込める。

この提案においても、誰が連携を行なう上で誰がブレインになるのかという点が重要である。それは、基本的には地域の小中学校・高等学校の教諭である。教諭にそれだけの能力が無い場合にはどうするかという問題は措く。

政策提言 公共ホールの利用内容についての広報を強化する

現在は、催し物の予定表が自治体の広報誌に掲載されるのみという公共ホールが多くみられる。しかしながら、十分に広報がなされなければ、上記の ・ の政策が実行されても、意図した効果を挙げることが出来ないと考えられる。加えて、これまで舞台芸術に触れてこなかった人々を公共ホールに誘うための最重要方策としても、広報の強化は位置づけられる。広報を強化する方途としては、WEBサイトの充実、メールマガジンによる定期的かつ積極的な広報、郵便局や病院を通した「アナログな」ITに親しみのない層への広報等が挙げられる。

第3節 前節の政策提言により、問題点は解決されるのか

本節では、第5章第1節にあげた公共ホールの望ましいあり方を実現するために行なった、前節の政策提言が、第4章で挙げた四つの問題点を解決することが出来るのかを確かめる。

はじめに、第一の「稼働日のうち、練習等の観客のいない利用がかなりの割合を占めている」という問題点についてである。政策として、「練習等には公共ホールは使わせない」と

いう事を行うわけではないので、練習等の非公開イベントの日数がすぐに減少するわけではない。しかし、三つの政策を通して、住民の芸術文化活動が活発になることにより、間接的に、芸術文化の公開イベントの日数は増加する。その結果として、稼働日のうち練習等の非公開イベントの占める「割合」は減少するだろう³⁰。よって、第一の問題点は解決される。

次に、第二の「舞台芸術公演はほとんどがアマチュアによるものである」という問題点についてである。第一の政策提言によりプロによる公演が増えるので、直接的効果として、芸術文化の公開イベントのうちのアマチュアによる公演の割合は低下する。よって、第二の問題点は解決される。

そして、第三の「アマチュアによる舞台芸術公演の半分程度が『発表会』である」という問題点についてである。三つの政策が実行されることにより、住民の創作意欲が刺激され、間接的効果として、住民による自主的な舞台芸術活動が活発になると考えられる。現状で、「発表会」ばかりなのは、個人の単位³¹でしか舞台芸術活動がなされていないからである。三つの提言が実行されれば、創作意欲が刺激されることにより、管弦楽団、劇団といった「集団単位の」舞台芸術活動も活発になると考えられる。よって、第三の問題点も、この問題点に関しては徐々にだが、解決されるだろう。

最後に、第四の「稼働率が低い」という問題点についてである。自主事業の乱発や利用料金の大幅な引き下げによる稼働率の引き上げは無意味であるという視点から、本論文では、「稼働率を引き上げるために、自主事業を増加させる」といった安易な政策提言は避けた。しかし、三つの政策が実行されることにより、自主事業の増加³²および、住民の芸術文化活動の活発化による貸館公演の増加が見込まれ、稼働率は上昇していくであろう。よって第四の問題点も徐々に、解決される。

参考文献・データ出典

《先行論文》

曾田修司「公立文化施設の公共性をめぐって」『文化経済学』第22号 2007年3月 pp.47-55
 山田浩之 他「特集 効率? 公立文化施設」『月刊自治研』第550号, 2005年7月, pp.19-78

《参考文献》

金武創、阪本崇『文化経済論』(ミネルヴァ書房, 2005年)
 J・E・スティグリッツ著, 藪下史郎訳『スティグリッツ公共経済学 (第2版)(上)』(東洋経済新報社, 2003年)
 中矢一義監修『公共ホールの政策評価』(慶應義塾大学出版会, 2005年)
 中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』(勁草書房, 2001年)
 茂木健一郎、江村哲二『音楽を「考える」』(筑摩書房, 2007年)
 池上惇、植木浩、福原義春編『文化経済学』(有斐閣, 1998年)
 大屋幸輔『コア・テキスト統計学』(新世社, 2003年)
 デイヴィッド・スロスビー著, 中谷武雄、後藤和子編『文化経済学入門』(日本経済新聞社, 2002年)
 根木昭編著『文化政策の展開—芸術文化の振興と文化財の保護—』(放送大学教育振興会, 2007年)

《データ出典》

全国公立文化施設協会業務管理委員会事務局編『公立文化施設現況調査(第7回)』(全国公立文化施設協会, 2006年)

- 1 全国公立文化施設協会業務管理委員会事務局編『公立文化施設現況調査(第7回)』(全国公立文化施設協会, 2006年), p.7 参照。
- 2 稼働率の定義は、稼働日数÷利用可能日数である。利用可能日とは、対象の期間から、その公共ホールが休館日、保守点検日といった理由で利用できない利用不可能日を、除いた日である。稼働日とは、利用可能日のうち、その公共ホールが利用された日である。自主事業が行なわれた日も稼働日に含まれる。
- 3 三大都市圏には民間により建設・運営されている文化ホールが多数存在している。そして、同一地域に存在する民間ホールと、公共ホールとの関係性は深い。そこで、三大都市圏に位置する公共ホールを考察対象に含めた場合、民間ホールの利用状況も考慮しなければならない。
- 4 指定管理者制度の導入や、PFIの実施件数の増加により、公共ホールの建設・運営も様々な程度で民間が関わるようになってきていると考えられる。しかし本論文では、あくまで公共ホールは公共部門により建設・運営されるものとする。
- 5 金武創、阪本崇『文化経済論』(ミネルヴァ書房, 2005年), p.151-156 参照。J・E・スティグリッツ著, 藪下史郎訳『スティグリッツ公共経済学 (第2版)(上)』(東洋経済新報社, 2003年), p.95, p.113 参照。
- 6 金武創 他, 前掲書, p.152 参照。
- 7 中矢一義監修『公共ホールの政策評価』(慶應義塾大学出版会, 2005年), p.37-38 参照。
- 8 例えば、金武創 他, 前掲書, p.92 参照。日本芸能実演家団体協議会による調査を紹介している。
- 9 中矢一義監修, 前掲書, p.37-38 参照。中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』(勁草書房, 2001年), p.116-117 参照。金武創 他, 前掲書, p.82-89 参照。
- 10 今回の独自調査では、時間的な制約から、熊本県の公共ホールのみを対象に調査を行った。よって本論文は、「熊本県における公共ホールの状況と、全国の非三大都市圏に位置する公共ホールの状況には大きな違いがなく、熊本県の公共ホールの状況を調査することにより、全国の非三大都市圏に位置するホールの状況を知ることができる」という前提に立っている。
- 11 <http://www.pref.kumamoto.jp/>
- 12 築年数は2007年11月1日を基準にした。

- ¹³ 前出の熊本県WEBサイトの「ホールの利用できる公立文化施設一覧」に掲載されている施設の数から算出すると次のようになる。熊本市と八代市をあわせて考えた場合の人口 10 万人あたりの公立文化施設数 1.86 (施設 / 10 万人)。熊本県から熊本市と八代市を除いた部分の人口 10 万人あたりの公立文化施設数 3.62 (施設 / 10 万人)。熊本県WEBサイトのリストにすべての公立文化施設が掲載されているかは不明であるし、地域ごとの施設の平均的規模といったものを考慮する必要があるため、このデータは正確性を欠く。しかし、人口あたりの公立文化施設数が 1.86 と 3.62 と約 2 倍の差があることから、本文中の説明は説得力があるといえる。
- ¹⁴ 全国公立文化施設協会業務管理委員会事務局編、前掲書、p.7 によれば、平成 16 年度のホールの稼働率の平均値は、関東甲信越地区は 68.2%であり、九州沖縄地区は 53.1%である。
- ¹⁵ 今回、調査を行なった公共ホールは、固定式の客席を備えた、あくまで公開イベントを行なうことを念頭に設計されたものである。もちろん、リハーサル等、公開イベントではなくとも、ホールで行なう必然性のある利用も存在する。
- ¹⁶ これら四つのことは、公共財的性格とも正の外部性とも解釈できるが、ここでは、正の外部性であるとする。
- ¹⁷ プロの実演芸術家は、多くの場合、コストの面から見て公共ホールの貸館利用ではなく、独自に設けた練習場(室)・稽古場や公共文化施設を借りるとしてもリハーサル室(ホールよりも利用料が安価である)を利用するだろう。
- ¹⁸ 価値財としての性格を持つためには、それまで舞台芸術に触れてこなかった人々が、舞台芸術に触れるような環境が無くてはならない。それまで舞台芸術に触れてこなかった人々が、突然練習に参加するという状況は考えにくく、その間に舞台芸術を「鑑賞する」プロセスが必要だろう。
- ¹⁹ ホールに実際に足を運んで、はじめて判断できるものだと言える。なぜなら、個々のアマチュアの水準に関する情報は乏しいからである。
- ²⁰ それまで舞台芸術に触れてこなかった人々の足をホールに向けさせるような働きかけを指す。
- ²¹ これは、演劇公演において、難解なストーリーの作品の上演を避け、シェイクスピア等の「名作」を上演するといった行為を指す。
- ²² 名称からは、イベントの内容が判然としないものがあつたため、統計的に集計することはできなかった。
- ²³ 「発表会」とは、「○○ピアノ教室発表会」「カラオケ講座発表会」といった、特定の教室・講座の受講者が練習の成果を発表するものである。
- ²⁴ 仮に、毎日、舞台芸術公演が行われていたとしても、どの公演も入場者数が振るわないという状況であるならば、正の外部性を十分に発生させるとは決して言えない。
- ²⁵ 今回行った調査では、11 ホールの稼働率が 60 パーセントを下回っていた。
- ²⁶ すべての公共ホールが四つの問題を抱えているわけではない。一部のホールには該当しない問題点も存在する。しかしながら、今回調査を行なった 17 ホールの半数以上が四つの問題を抱えている。そこで、本論文では、四つの問題すべてを抱える公共ホールへの政策提言を行なう。
- ²⁷ 若手においては、能力の高い芸術家と能力の低い芸術家が混在しているが、ベテランにおいては、能力の低い芸術家はすでに淘汰され、芸術を生業とはしていないだろう。ゆえに、オーディションにおいてベテランが競い合ったとしても、能力は高いにもかかわらず低い所得に甘んじている芸術家が発見され、救われるとは考え難い。
- ²⁸ 教科教育のために特別にプログラムを編んだ、「芸術鑑賞教室」といったものは、オリジナルの芸術が「変形」されたことにより、本来の良さが失われてしまうことが多々ある。茂木健一郎、江村哲二『音楽を「考える」』(筑摩書房、2007 年) p.132 では次のようなやり取りがされている。
- 「茂木 (中略) 小中学校の音楽教育がひどい。《ベルシヤの市場にて》とか、《ペール・ギュント》とか、《ピーターと狼》とか、いわゆる『子ども向け』のクラシックを聴かせている。どうして本物を聴かせないんだろうと思う。大人はああいう曲聴かないでしょう。」
- 江村 日本人はすぐ『子ども向け』とか、『これは子ども対象』とか、言いたがる。これこそが世界に例を見ない日本特有の現象です。コンサートでも『子どものための・・・』とかあるけれど、子どもって子どもだからこそ、スポンジのように吸収する豊かな感受性をもっていて、ものすごく純粋に聴いているものです。だからこそ本物のいいものをドーンと与えれば絶対に感動して帰る。
- パリのオペラ座では、子どものために本物を見せるというのをやっているし、美術でもポンピドー・センターへ行くと、現代美術の作品の前に幼稚園児がいっぱい群がって見ている。別に子ども向けの『現代美術入門』なんてやっていない。日本の場合、本物を見せないところが問題の原因にありそうですね。音楽の場合はほかのお客さんのこともあるから、子どものための日をつくるのはわかるけど、その内容は大人と全く同じにすべきだよ。」
- ²⁹ これまで舞台芸術に触れてこなかった「成人」を舞台芸術に触れさせるための積極的政策は、本論文では挙げられていない。
- ³⁰ 貸館のために公開される部分のみを考えると、練習等に比べ、公演の方が「計画性」が高いため、施設の予約段階において先手である。ゆえに、公演が増加すれば、練習等はリハーサル室や別の施設で行なわれざるを得ないだろう。

-
- ^{3 1} 個人個人が、ピアノ教室やカラオケ教室に通い、個人の腕を磨くという、芸術文化活動のあり方がほとんどだろう。
- ^{3 2} これは、オーディションを経た、多様性およびクオリティを考慮した上での自主事業であるので、「乱発」には、あたらない。